

- 7. 研修参加費用
研修参加費用のうち、教材等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費等については、受講者等が負担するものとする。
- 8. 研修事業者の指定
都道府県知事等による研修事業者の指定は、都道府県等の区域毎に、その指定を受けようとする者の申請により、別添1に掲げる要件を満たすと認められる者について、当該都道府県知事等が行うものとする。
- 9. 研修事業者の指定申請手続等
 - (1) 本事業の指定を受けようとする者は、別添2に掲げる必要事項を記載した指定申請書を事業実施場所の都道府県知事等に提出するものとする。
 - (2) 申請者が法人であるときは、申請者に定款、寄付行為その他の規約を添付するものとする。
 - (3) 本事業の指定を受けた者は、指定を行った都道府県知事等に対し、毎年度、あらかじめ事業計画を提出するとともに、事業終了後速やかに事業実績報告書を提出するものとする。
 - (4) 本事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更を加える場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出るものとし、別添2のイからキの事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。
 - (5) 本事業の指定を受けた者は、事業を廃止しようとする場合には、指定を行った都道府県知事等に対し、あらかじめ廃止の時期及び理由を届け出、指定の取消しを受けるものとする。
- 10. 研修事業の委託
本事業の委託に当たっては、以下の点に留意すること。
 - (1) 委託研修事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
 - (2) 委託研修事業者において、研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
 - (3) 委託研修事業者は、研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目の研修を適切に実施するために必要な体制を確保していること。
 - (4) 委託研修事業者が、本要綱に定める内容に従って、適切に研修を実施することが見込まれること。
 - (5) 指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人や子育て支援団体等、認可外の居宅訪問型保育研修に関する実績や知見等を有する機関、団体等に委託することが望ましい。
- 11. 留意事項
 - (1) 都道府県等は、本事業の実施に当たって、管内の関係機関や施設、関係団体等と十分な連携を図り、効果的で円滑な事業の実施が図られるよう努めるものとする。
 - (2) 研修実施者は、事業実施上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。
 - (3) 研修実施者は、研修受講者が演習及び実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。
 - (4) 都道府県知事等は、指定研修事業者に対し、管内における研修の実施内容等について適切な水準が保たれるよう定期的に指導すること。
 - (5) 研修を実施する際には、研修内容を鑑みて、適切な定員を設定すること。

12 費用の補助

国は、都道府県等が研修を実施する場合に、当該都道府県等に対し、本事業に要する経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

(新規)

(別紙様式例1)

修 了 証 書

氏 名 _____
生年月日 _____

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添7「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」に定める研修を修了したことを証します。

(元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

〇〇〇知事・長

〇〇〇〇〇〇〇〇

第 _____ 号

(新規)

第 _____ 号

修 了 証 書

氏 名 _____
生年月日 _____

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別添7「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」に定める研修を修了したことを証します。

(元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

(指定された事業者名)

代 表 〇 〇 〇 〇

第 _____ 号

認可外の居宅訪問型保育研修一部科目修了証書

氏名 _____
生年月日 _____

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局感通知)別添7「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」に定める研修の一部の科目を修了したことを証します。

一部修了科目名 _____

(元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

〇〇〇〇知事・長
〇〇〇〇〇〇〇〇

(別紙様式例4)

(新規)

第 _____ 号

認可外の居宅訪問型保育研修一部科目修了証書

氏名 _____
生年月日 _____

あなたは、「職員の資質の向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇児発0521第19号厚生労働省雇用均等・児童家庭局感通知)別添7「認可外の居宅訪問型保育研修事業実施要綱」に定める研修の一部の科目を修了したことを証します。

一部修了科目名 _____

(元号) _____ 年 _____ 月 _____ 日

(指定された事業者名) _____

代 表 〇 〇 〇 〇 〇

(新規)

(別添 1)

指定事業者が学則等に定める項目

(1) 事業実施者に関する要件

ア 研修事業の実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基礎を有するものであること。

イ 研修事業の経理が他の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

ウ 該当する事業に関する研修の実績や知見等があること。

(2) 事業内容に関する要件

ア 研修事業が、本要綱に定める内容に従い、継続的に毎年 1 回以上実施されること。

イ 研修カリキュラムが、別表に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。

ウ 研修を担当する講師について、略歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、各科目を担当するために適切な人材が適切な人数確保されていること。

(3) 研修受講者に関する要件

ア 研修受講者に研修内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則等を定め、公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 研修事業の名称

(ウ) 実施場所

(エ) 研修期間

(オ) 研修カリキュラム

(カ) 講師氏名

(キ) 研修終了の認定方法

(ク) 開講時期

(ケ) 受講資格

(コ) 受講手続き(募集要領等)

(サ) 受講料等

イ 研修への出席状況等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保持すること。

(別添2)

指定申請書の記載事項

- ア 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所）
- イ 研修事業の名称及び実施場所
- ウ 事業開始予定年月日
- エ 学則等
- オ 研修カリキュラム
- カ 講義及び演習を行う講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別並びに受諾書
- キ 研修終了の認定方法
- ク 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目
- ケ 申請者の資産状況
- コ 該当する事業に関する研修の実績や知見等

(新規)

